身近な人権のこと

**ハンセン病に関する患者・元患者・その家族がおかれていた境遇を踏まえて**

# ハンセン病回復者やその家族の人権のこと

## ハンセン病とは

　感染者が差別を受けてきた病気の一つにハンセン病があります。

　ハンセン病とは、らい菌によって引き起こされる病気です。しかし、らい菌の病原性は非常に低く、感染することはきわめてまれであり、感染しても発病する人はさらに少なくなります。また、優れた治療薬が開発されていて、早期発見・早期治療により後遺症を残さずに治る病気になっています。

## 法律による強制隔離

　明治時代に「ハンセン病は感染症」という情報が日本にも入ってきましたが、それまで信じられていた遺伝病説は完全には消えず、それに加えて必要以上に感染症であることが強調され、社会に広まりました。

　そして、「患者を隔離することによってのみ社会が救われる」と考えられてしまいました。こうして、法律による強制的な隔離政策が明治40（1907）年法律第11号「癩予防ニ関スル件」が制定されてから、平成８（1996）年に「らい予防法」が廃止されるまでの間進められ、そのことが社会の偏見や差別意識を助長し、患者やその家族に大きな苦難と苦痛を強いてきました。

## ハンセン病療養所の現状

　令和６（2024）年５月１日現在、全国の療養所（国立13、私立１）に720人（うち大阪府出身者25人）が生活されています。これらの療養所では、入所者の高齢化が進み、平均年齢は88歳を超えています。療養所と社会の交流は徐々に進み、地域社会へ復帰した人もわずかながらいます。しかし、過去にあった宿泊拒否に見られるように、病気に対する根強い誤解や無理解が入所者の地域社会への復帰や交流を妨げています。

　入所者が地域社会へ復帰・交流することのできる環境をわたしたちみんなで早く整え、二度とこうした間違いが起こらないようにしていくことが必要です。

　また、入所者自身が高齢で身寄りがないことや長期間にわたり社会との交流を絶たれてきたことなどから、社会復帰が困難な状況もあります。

## ハンセン病問題の解決の促進に向けて

　強制的な隔離政策で人権侵害されたとして、ハンセン病療養所の入所者らが起こしていた「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」で、平成13（2001）年に原告の主張をほぼ認めた判決が出されました。そして同年、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が施行され、その名誉回復等を国が行うこととされましたが、今なお偏見や差別が社会に根強く残っています。また、親族との断絶や断種、堕胎を強要されたことによって入所者の多くは身寄りがなく、また、後遺症等による身体障がいや高齢等により、療養所での生活を余儀なくされた方もいます。

　このような状況の中、平成21（2009）年４月には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。この法律では、「何人も、ハンセン病の患者であった者等に対して、ハンセン病の患者であったこと又はハンセン病に罹患していることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と規定されるとともに、ハンセン病回復者等が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備、偏見と差別のない社会の実現、福祉の増進、名誉の回復等のための措置を計画的に講ずることについて、国や地方公共団体の責務のほか、国立の療養所での十分な医療体制の確保や在園保障等が明記されています。

　また、強制的な隔離政策によって家族も差別を受けたとして、ハンセン病療養所の入所者家族らが起こしていた「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」で、令和元（2019）年に国の責任と賠償を認めた判決が出され、11月22日には、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の対象に家族を加える改正が行われるとともに、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が公布・施行されました。

　国は６月22日を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」としています。

## 大阪府では

　啓発冊子の作成・配布、講演会の開催、看護学生及び高校生とハンセン病療養所入所者とのふれあい体験交流会の実施などにより、ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、ハンセン病回復者の社会復帰や地域社会での生活等を支援するコーディネーターを設置するなど、ハンセン病回復者が安心して生活できるための環境整備に努めています。

